

高知県小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
第1条～第15条 省略 附 則 1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。 2 この要綱は、令和<u>8</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第10条第2項、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年3月13日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</u>	第1条～第15条 省略 附 則 1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。 2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第10条第2項、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年3月13日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新			旧		
別表第 1（第 4 条、第 8 条関係）			別表第 1（第 4 条、第 8 条関係）		
経費区分	補助対象経費	補助率	経費区分	補助対象経費	補助率
事業費	1 デジタル化支援員が経営指導員等に同行して行う小規模事業者等に対するデジタル化支援事業に要する経費 ・デジタルツールの導入、活用等の支援 ・小規模事業者等向けセミナーの開催 2 経営指導員等の育成事業に要する経費 ・経営指導員等からの相談対応 ・経営指導員等向け勉強会及び研修会の開催 ・小規模事業者等のデジタル化支援成果事例集作成 【費目の例】 ・旅費 ・需用費（消耗品費、燃料費、光熱費及び印刷製本費） ・役務費（通信運搬費、手数料及び保険料） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費	定額	事業費	1 デジタル化支援員が経営指導員等に同行して行う小規模事業者等に対するデジタル化支援事業に要する経費 ・デジタルツールの導入、活用等の支援 ・小規模事業者等向けセミナーの開催 2 経営指導員等の育成事業に要する経費 ・経営指導員等からの相談対応 ・経営指導員等向け勉強会及び研修会の開催 ・小規模事業者等のデジタル化支援成果事例集作成 【費目の例】 ・旅費 ・需用費（消耗品費、燃料費、光熱費及び印刷製本費） ・役務費（通信運搬費、手数料及び保険料） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費	定額
人件費	<u>上記 1 及び 2 に掲げる事業を実施するために必要なデジタル化支援員の設置に要する経費</u> 【費目の例】 ・給料 ・職員手当等 ・社会保険料 ・福利厚生費		人件費	1 及び 2 に掲げる事業を実施するために必要なデジタル化支援員の設置に要する経費 <u>（月額 50 万円以内）</u> 【費目の例】 ・給料 ・職員手当等 ・社会保険料 ・福利厚生費	
別表第 2 省略			別表第 2 省略		